

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第4回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和5年（2023年）12月26日（火曜日）14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市立地域共生センター 3階大会議室	公開の可否	可、不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由			
出席者	委員	大谷会長、星屋副会長、河本委員、湯川委員、井上委員、上田委員、堀之内委員、有田委員、長永委員、荒木委員、星名委員、根本委員、澤委員、飯尾委員、六車委員、岡田委員 以上、16人	
	事務局	小野福祉部長、坂口福祉部次長 （以下、障害福祉課） 酒井課長、細貝主幹、畑主幹、森田補佐、阿部補佐、河本副主幹、加藤副主幹、酒井係長、東野係長、井上主査、大汐主事、乗上主事 （以下、おやこ保健課） 山内課長、高主幹、中越主事	
	その他		
議題	<p>案件1．第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画の素案について</p> <p>案件2．豊中市第六次障害者長期計画の素案について</p> <p>案件3．豊中市手話言語アクションプランの素案について</p> <p>案件4．その他</p>		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

議事要旨

○開会あいさつ

○事務局より会議の案内ならびに配布資料の確認

【案件1】豊中市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について

(事務局)

- ・案件1について説明。

(会長)

- ・前回審議会で指摘の点を修正したとのことだ。いろいろなところは前回審議をいただいたので修正すべきところは修正済みだと思う。特に質問等なければ次へ進めたい。

【案件2】豊中市第六次障害者長期計画の素案について

(事務局)

- ・案件2について説明。

(会長)

- ・長期計画は前回数字を入れていないもので少し意見をいただいた。今多くの市町村ではインカムの立て方をしているが、今回からアウトカム指標で評価して、アンケートをもとに安心して生活できる人が増えたかなどをみていくことになる。
- ・大卒のところは前回の議論を踏まえているが、その数字の入れ方あるいはまたその考え方として質問等あればうかがいたい。
- ・説明にもあったが、4ページのみみんなで支え合い安心して暮らせる地域づくりという基本目標の生活支援の項目は福祉計画で策定しているので関連指標は入っていない。

(委員)

- ・概要の13ページ、難病の相談件数があるが、この件数の内容というのは教えてもらうことができるのか。どんな相談内容で件数がこれだけあるのか。

(事務局)

- ・数値については担当課に照会をし、設定したものだ。内容までは把握はしていないので、もし問い合わせということであれば担当課の方に直接たずねていただく方がいいだろう。

(委員)

- ・件数が令和7年度、令和10年度と中間値、目標値ということであがっているが、これは増えていくのも確実なのか。減少しないのか。

(事務局)

- ・この計画を立て充実を図っていくことになるので、件数を増やすべく担当課がしっかり取り組んでいくということでもあり、施策展開のなかで増えていくであろうという点が計画の数値に表れていると思っていただきたい。

(会長)

- ・今回のコロナ禍もあり減っていることもあるかとは思いますが、国も難病指定が増えており、多分減ることはないだろう。
- ・相談の内容を紹介できるようであれば紹介してもらいたい。

(事務局)

- ・承知のとおり障害者総合支援法に基づく支援の対象者、身体障害、知的障害、精神障害、難病

が掲げられており、この相談の中の何割かは確実に「障害福祉サービスを受けたいがどうしたらいいのか」という相談入ってきていると思われる。

(会長)

- ・他市町村ではいわゆる難病で一般就労も通所も難しいという場合など、今は在宅就労があるのでどうにかしたいといった相談を受ける場合もある。

(委員)

- ・病気の相談というのはないのか。

(会長)

- ・病気の相談は保健所や医師などだ。福祉ではなかなかそういう医療的な知識が足りないこともあるので、基本的には医師あるいは保健所といった医療的なところで相談いただく形になる。

(委員)

- ・年々、計画上では相談所が増えていっているが、実際は増えては減りの繰り返しだ。みんなしんどくてやめてしまう。今年も何か所かやめようかどうしようかといっていたのも実情だ。
- ・7つの基幹センターや指定相談支援事業所もかなり大変だということもここで言うておかなければと思ったので意見をあげておきたい。

(会長)

- ・相談を受ける側の相談員も限られている中で順調に活動を伸ばすというのは大変だろう。

(事務局)

- ・指摘のように相談支援事業者、特定相談支援事業者を中心になかなか人が集まらない、また事業を終わられる事業所もあるというのは承知している。我々としても相談支援体制の充実はもちろんのこと、地域における相談支援事業者の確保というのは喫緊の課題であると認識している。
- ・国の方でも相談支援の質の向上や提供体制整備ということで報酬体系になんらかの反映をさせる方向性とのことなので、その報酬改定を踏まえどのように人員を確保していくべきかまたご議論ご意見をいただき施策を進めたいと考えている。

(会長)

- ・国の報酬単価の低さというのも一定あるかと思う。
- ・この間も死亡事故があったが、なかなか現状の体制の中で2人で対応するというのは難しい場合もあり、ちょっと目を離した隙にということもある。そうなってくると事業者としてはそういう人は受けない、逆に排除の動向に働いてしまう。
- ・相談者がいっぱい受けられませんかというのではなく、どうしたら受けられるかという前向きに工夫しながらやっていかざるを得ないだろう。

(委員)

- ・結果的に困るのは当事者だ。相談を聞く余裕がないと、気が付けばいつも言っているように枠にはめて終わりというような、サービスありきになってしまう。
- ・自立支援協議会としても新たに人権課題を考えていく部会をつくり、相談所の方々や支援者に向けて人権について考えていくような動きもしているが、やはりもう少し予算をなんとかしないと相談者は離れていってしまうのではないかと思う。

(会長)

- ・相談支援の充実というところは、今後とも図っていく必要があるだろう。

(委員)

- ・資料2-2、現状値と中間値、目標値についての説明は理解したが、「評価指標の内容」の表現が、その成果を評価するのにふさわしいのか疑問だ。例えば当日資料2-2の10ページでは、「障害や難病がある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている」とあるが、「環境が整っている」というのをどうやって測るのがわからない。自分にあった職場を選べる相談場所があるのか、研修の機会があるのか、実際に職場を紹介してもらえたのかという具体的なことではないので、これをどうやってパーセントで表していけるのか。
- ・12ページの「必要な医療を受けられる環境が整っている」というのは、必要な医療を受けられる相談体制があるのか、必要な給付金や費用が支援されるのかなど、「環境が整っている」という表現はあいまいで、何を評価するのかわからない。
- ・10ページ、関連指標③の調達金額について、内容が「工賃の向上」であれば、B型就労などは1人ずつについて書いてあるが、これは事業所の1カ所あたりのものなのか、市役所全体のものなのか。
- ・14ページ、地域福祉活動の参加団体数が現状で857団体とあるが、こんなにたくさんの団体が福祉ネットワーク会議に参加しているのか疑問だ。これは延べではないのか。延べではなく実際の団体数で書くべきではないか。

(会長)

- ・まず1つはダブルバーレル、同じ質問項目のなかに適した様々な職場があるという項目と自分に合った職場を選べる環境ということとその2つの質問が一緒に混ざっているが、ただそれをどう受け止めたかというのは当事者の主観によるので、そういったアウトカムで環境が整っていると答えた人が経時的に3年後に14.3%に増えたらよいなということでこのこういう目標設定がされている。
- ・エビデンスというのがそれぞれアンケート回答者の考え方にもよるので正確に本当にそうなのかと言われるとそれはそれで疑問はあるが、評価指標としてアウトカム指標を取る場合にこういうアンケートで数値を取りたいという要望だ。

(委員)

- ・アウトカム評価をするのであれば、「選べる」環境ではなく、「選べたか」ということではないか。「選べる」ではまだその人は就職できたかどうか、結果が出ていない。就労して収入を得られたということが確実かがエビデンスではないか。

(会長)

- ・その辺のところも含めて指標として経時的に捉えるには、今あるアンケートの中ではこういう形でしか捉えられてこなかったということだ。

(委員)

- ・今の時点で言っても難しいことだと思うが、こういう指標の内容を作ったことが問題ではないのか。

(会長)

- ・私はそうは思わない。

(委員)

- ・就労の機会を保障するという目的に対してさまざまな職場があって、その人に適した職場を紹介できたという指標であるべきだと思う。

(会長)

- ・紹介できたという指標というのは言えば、利用者がそういうふうに乗えたということだ。それを捉えたとすればその当事者が回答する訳だが、まだそこまで精度を確定させていくためには指摘のような質問設定で経時的に調査するのがいいが、多くの自治体が数字しか挙げていないなか、今回初めてそういうアウトカム、その利用する人がどう思ったかというところで今の質問項目となっている。
- ・質問設定を次回はいいただいた内容で検討し、的確に捉えられるような質問項目に変えることはできるだろう。
- ・10ページの工賃についてはどうか。

(事務局)

- ・当日資料2-3、素案本体87ページ、障害者優先調達推進に基づく調達指針の策定と運用という設定で、障害者就労支援施設の提供する物品サービスを自治体において優先的に調達することを法律で定めており、毎年度豊中市においてはホームページで公開している。
- ・市として今後も優先的に調達をするために大阪府とともに府が委託した斡旋販売場であるとかそういったものを庁内向けに使いやすくするような形で整備するなど様々な取組をしている。キーホルダーを作成している施設からは市のイベントで配布する記念品を調達するなど、そういう数字の積み上げた結果が物品の調達として、合計金額が令和4年に28,699,922円のところ7年度に3,500万円、令和10年度4,000万円という設定にしたものだ。

(会長)

- ・地域福祉ネットワークなどの参加団体数857、これについては延べ数ではないかという指摘だったがどうか。

(委員)

- ・地縁組織が入っていればこの数字はあると思うが、どういう団体数なのか教えてほしい。

(事務局)

- ・おそらく延べ数だ。確認し報告したい。

(委員)

- ・なぜここを問題にしたかというのと、地域全体が受け皿になるとか関係団体連携ネットワークというのをかなり強調されているが、どういう団体がどういう形で参加して役割分担しているのかということがとても大事だと思うからだ。

(会長)

- ・ただ弁証法的には数は質を決定する。数がないところでは質は担保できないという考え方だ。今のところは団体数、延べかどうかということも含めて後程連絡いただきたい。

(委員)

- ・障害児支援について、いろんなところで母親の困り事などの相談を聞くが、自分も理学療法、作業療法を受け、ある程度体が柔らかくなっているからこうやって話ができる。支援学校か地域の学校か選ぶ時にはやはり保護者はリハビリなどをやってくれるであろう支援学校や児童発達支援センターへ入れて行かせるという考えになる。地域の学校へ行くとリハビリの回数がなくなってしまいうからどうしようという声も少なからず聞く。
- ・共に学び共に育ちということを推進するのであれば、学校看護師のような感じでセラピストも各学校でもっと充実させれば、地域の幼稚園や地域の学校へ行かず選択が増えるのではないか。

(事務局)

- ・就学後の状況については教育委員会の巡回相談ということでコーディネーターを配置して回っている。就学前施設については、児童発達支援センターの方で今現在53箇所の施設を年間に巡回しており、そういった中で指摘のような施設の中での環境調整を進めたりはしているが、今後も充実を図る必要があると考えている。

(委員)

- ・予算もあると思うが、セラピストは大事だ。放デイだけでなく、学校でももうちょっと必要ではないかなと感じている。

(会長)

- ・1970年代、大都市などではそういった取組も行われたが、今ではほぼそういう形はなくなっている。東大阪でも一時やっていたがそれもなくなった。インクルーシブ教育は豊中も頑張っており、豊中方式で看護師はステーションを作って巡回する仕組みを作っている。
- ・工夫でそういうPT・OTが巡回する仕組みというのは今も持っているが、法的に医ケア児支援法ができた関係でさらに整備されると思われるので今後留意して進めていく必要があるだろう。
- ・案件1、2について1月に答申とパブリックコメントを行う必要があるため、意見の反映については会長と事務局に一任いただければと思うがよいだろうか。

○異議なし

(会長)

- ・では一任いただいたため、事務局と調整しパブリックコメントを行いたい。
- ・次、案件3、豊中市の手話言語アクションプランの素案について説明を。

【案件3】豊中市手話言語アクションプランの素案について

(事務局)

- ・案件3について説明。

(委員)

- ・手話＝言語の理解を広めるというのは非常によく分かるが、この目標はすなわち言語、いわゆる我々が日常使っている言語と同じ、究極の目標といえればすべての人が手話をマスターしてほしいという意味での言語の理解を広めるという意味なのか、あるいは例えば英語も言語だが、すべての人が英語の教育を受けたとしても話せる訳ではなく、そういうのを自由に使える人、いわゆる通訳みたいな特殊技能としてこの手話をマスターし聴覚障害の理解を深めるような認知をしていくということなのか。それが達成できるかどうかは分からないがすべての人が手話を使えるようにする世の中にしたいということなのか、あるいはいわゆる手話という特殊技能そういうのをマスターする道を広めましょうということなのか、その辺りで市民の理解というのは変わってくるのではないかな。
- ・また、手話＝特殊技能というのがないと習得するのがなかなか難しいから取り込みにくいということもあるだろう。うちの医院にも聴覚障害者が何人も来るが、耳は聞こえないが話せる人も結構いる。そういう人の場合は書くことによってすぐ答えが返ってくる。もし例えば世の中全体の聴覚障害者、他の障害も含めてだが、そういう実情を知ってコミュニケーションを取る

うと思えば、例えばお店や役所にすぐ書けるような紙がありそれを示すことによってコミュニケーションを取れば良く、いきなり手話ではハードルが高いだらう。

- ・段階的にコミュニケーションを取れるようなシステム作りをしていながら、最終的に全ての人が手話というものを言語として誰でも自由に使えるような世の中を目指していくような方針、いきなり手話の学校や教室はなかなか参加しにくいかもしれないので、まずは非常に身近なところからそういったコミュニケーションをとれる方法も紹介しながらだんだん上げていくのが世の中ではないかと思う。
- ・目的は非常に高尚でいいことだと思うが、世の中全ての人が手話は言語であって今我々が会話できるような同じように使える世の中にしていくには、その取り組みをやはりやるにあたってはそういう小さい所からはじめる、あるいは全ての人が言語としての手話をマスターしていくような世の中をつくりましょうという啓発があればこういった計画は進みやすいのではないか。

(事務局)

- ・まさに指摘の点は事務局の答えかと思われるような意見をいただけた。手話＝言語というのは非常に難しいと思っている。一つのツールではなくて言語として存在する、それをどう理解していただくか、それも全ての人に理解をしていただくというのは、これから先いつそれが達成できるかというところと言っても非常に困難なところだと思うが行政としてはそれを目指していきたい。
- ・ではどういう取り組みをするか、これも指摘の通り、頭でっかちに手話は言語ですよと教え込むということではなく、手話に触れる機会、いろんな人と触れて手話というのはどんなものか、そういうところで手話をまず理解する必要がある。また、全ての当事者、聴覚障害者が手話ができる訳ではないので、ケースバイケースで変わってくると思います。ただ豊中市としては手話は言語であるという認識を広げ、それをしっかりと聾者、障害者に認知をしていただき、共生社会を構築する、そのために手話言語アクションプランを長期計画とともに進めていきたいと考えている。

(委員)

- ・やはり大人になってから、手話は言語ですと言われても分からないだらう。なかなか教育委員会との横のつながりは難しいかもしれないが、小学校、中学校から学校で教えていかないことには手話は言語だと大人だけに言っても難しい。
- ・学校で手話を教える時間というのも作っていかないと、なかなか先には進まない。

(会長)

- ・小さい時からの環境が大事だという指摘だ。ご存知のように日本の聾教育は基本的には口話、読み取るという社会適用を中心に進めている。今の聾学校、支援学校でも手話ができる先生がようやく配置されたという状態だ。なかなか言語としてこれを社会的にできるようにするのは、もう一段とハードルが高いと感じている。そういう意味では、本当に全員が手話を言語として認識している、それはもう手話が公用語であるところの位置づけをしないと全国民がという形にはならないのではないかと思うところだ。

(副会長)

- ・長期計画と福祉計画については、アンケート等による評価は非常に難しいと思うが、やはりそれなりの評価を行っていくのは重要だ。やはりこの計画があって、障害のある人がいろんな形

で地域で生きていける、生活できる、また学べるという大きな計画だと思う。

- ・また、今回の手話言語アクションプランについて、私も補聴器を入れているが、この歳になって手話を覚えるのはとても難しい。そうなれば、やはり若い小学生のころから一つの福祉教育という形の中で常に手話についていろいろ教育していくというのが必要ではないか。
- ・啓発活動委員会では、障害について市民の理解を得るということで展示や障害のある人の創作発表、補助犬イベントとしていろんな形で補助犬が使われているという紹介など、いろいろ市民に分かっていただけるような活動に取り組んでいる。まだまだ障害の理解が足りていないので、これからも活動していかなければならないと思っている。

(委員)

- ・最近の新聞記事で2件、教えていただきたい。昨年、吹田市の放課後デイサービス施設で中学一年生の少年が亡くなった。今日の素案の中にも「放課後デイサービスの利用者で何らかの不満を感じている人が多く」と記載がある。豊中市の少年がなぜ、吹田市のデイサービス施設に通い、そこで亡くなったのか。豊中市では受け入れられなかったのか、わかればおしえてほしい。
- ・もう1つ、吹田市が独自の福祉年金を廃止するということだが、豊中市は別途そうした独自の給付金がなくても障害者への支援制度というのは整備できているのかうかがいたい。

(事務局)

- ・放課後等デイサービスの仕組み上、居住地の市町村の事業所でなければ利用できないというものではないので、あとはそれぞれに応じたところを自身で選んでいると思われる。

(委員)

- ・その少年が通っていた施設が、隣の市まで行くほどいい施設だったとは思えないが、そういうところに行かざるを得ない豊中市の受け皿が十分ではなかったのではないか。

(事務局)

- ・隣の市なので住所がどこでどれくらい離れているかまでは分からないが、状況的に確かにどこでも通えるというような人ではなかったかと思う。
- ・繰り返したが、状況に応じて選ばれたところが吹田市の事業所だったという認識だ。

(委員)

- ・デイサービス利用については、素案では「支えあい安心して暮らせる地域生活」のところで書かれている。そういう事件が起こっていたということは看過できないと感じた。

(会長)

- ・給付年金についてはどうか。

(事務局)

- ・詳細については調べた後、回答させていただくが、各自治体が独自の給付金を行っていた経緯があるが、時代の流れ、障害福祉サービス等の充実に伴い廃止された経緯がある。当時の状況についてはまた確認して報告したい。

(以上)